

令和2年度第8回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和2年11月5日(木) 午前9時30分から
岡崎市役所 福祉会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

- 議案第54号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について
議案第55号 特定農地貸付の承認申請について
議案第56号 農地の転用の許可の申請について
議案第57号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について
議案第58号 買受適格証明願について
議案第59号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第60号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について
議案第61号 非農地交付申請について
議案第62号 農用地利用集積計画について
議案第63号 農用地利用配分計画案について
議案第64号 農用地利用計画の変更について

報告

- 報告第36号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について
報告第37号 農地の転用のための届出の受理について
報告第38号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

3 出席委員

(農業委員)

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、4番 酒井 功二、6番 神谷 六雄、
9番 近藤 健次、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久、14番 内藤 六市、
16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄、18番 近藤 靖一

(農地利用最適化推進委員)

21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司、25番 太田 政俊、
29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、33番 新實 文夫、34番 早川 勝英、
36番 三浦 弘正

4 欠席委員

(農業委員)

3番 木俣 壽人、5番 柴田 若江、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要、
10番 成田 恭淑、13番 加藤 健一、15番 二村 誓也、19番 鈴木 泰孝

(農地利用最適化推進委員)

20番 小野 盛光、24番 浅岡 治徳、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、
28番 高木 政昭、31番 市川 眞人、32番 加藤 春雄、35番 阿部田 光春、
37番 舩 憲明、38番 山内 隆一

5 出席事務局員等

農業委員会事務局 事務局次長 山内 増樹、総務係係長 室田 すみえ、
主任主査 遠藤 研吾、主査 三矢 洋平、主事 粟生 大樹
農務課 総務係 主査 野澤 明浩、主査 豊田 明都

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は3番の木俣 壽人委員始め18名、出席は農業委員11名、推進委員9名です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員：（異議なし）

会長：それでは17番の片岡 幸雄委員と18番の近藤 靖一委員にお願いいたします。それでは、議事に従いまして議案第54号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って2件説明を行った。尚、申請番号30番については振興山村地域内の空き家に付随する農地を取得する案件のため、下限面積要件を30a（旧額田町地域は20a）から1aに緩和し、審査する案件であることを説明。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

保田 委員：29番 調査日11月1日。本申請は申請地の農地を数年にわたり譲受人が耕作しており、譲受人の農業経営拡大のために申請地を所有権移転することについて両者の合意が得られたため申請されたものです。調査項目に従って調査したところ譲受人の方は大規模専業農家であり、地域との調和が図られ、特に問題となることはありません。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

近藤（靖） 委員：30番 調査日10月31日。本申請は振興山村地域内で取得する空き家のすぐ隣に位置する農地を同時に取得する案件となります。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。この家は10年来荒れておりましたが自然環境のなかで暮らしたいという譲受人の希望があり、取得されるものです。申請地である農地は小学校の裏手にあり、草が繁茂している状態です。現地で本人へ聞き取りをして、これからは畑として耕してきれいにしていくということでございます。本人等への聞き取り及び現地調査の結果、農機具も新たに購入されるということですので全ての農地を耕作すると認められます。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：申請番号 30 番について新規就農者の促進ということで新たに定められた本制度を今後もPRして広めていただきたい。また、新規就農者のサポートという面で農業委員はじめ事務局、農務課でしっかりと支えていきましょう。

会長：ほかに御質問はございませんか。

（なし）

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（異議なし）

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。

会長：次に議案第 55 号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（特定農地貸付の承認申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った。）

羽根田 委員（会長）：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員である私が説明いたします。申請番号 1 番 調査日 10 月 28 日。市民農園ということで申請が出されております。本申請地は市街化調整区域内の農地となっております。位置や面積等は特に問題ありません。募集方法においても特に問題ありません。申請地の一部は耕作されておらず、草刈管理のみとなっていた農地であるため、市民農園として今後耕作され、管理されていくことは良いことだと考えます。その他問題となる項目はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。

会長：次に議案第 56 号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って1件説明を行った。）

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を願います。

新實 委員：6番 調査日10月26日。本申請は現在オペレーターをされている方がビニールハウスを倉庫として利用していましたが、今回きちんとした倉庫を建築し、現在野晒しになっているトラクターをその建築した倉庫に入れたいとのことで申請されたものです。また、本申請地は平成15年より許可を得ずに、農業用倉庫敷地及び農業用機械駐車場として使用されている状態で、これらを是正するために行うものです。始末書が添付されています。現地で調査をしましたが被害防除処置、用排水関係、そのほか問題となる点はございません。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

（なし）

会長：意見が無いようなので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長：賛成多数と認め、許可するものとします。

会長：次に議案第57号を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って7件説明を行った。）

河内 委員：78番 調査日10月31日。今回の議案は残土を利用して畑をかさ上げしたいとのことで申請されたものです。申請地について、現在耕作はされておりませんが、申請内容及び現地での調査の結果、転用による地域農業への影響、被害防除処置等は問題ありません。よって、調査員総合意見として許可と考えます。

神谷 委員：79番 調査日は10月26日。この議案は、申請地近くにある自動車部品メーカーからの申請で、その会社の付近にある社員と家族の共同住宅のかたが利用している駐車場が非常に狭く、不便となっているため、その会社から申請地を居住者用の駐車場として利用したいということで申請されたものです。申請地は土地改良受益地外の188㎡の農地となっております。少し前までは近くの女性が耕作をされていましたが、現在は利用がなく、空き地となっております。元の地権者は近くに居住しておりましたが、2年前にお亡くなりになったということで、

2人の共有名義となっております。2人の共有者の方はそれぞれ市外に住んでおり、今後耕作はされないと聞いています。隣地の耕作者に聞き取りしましたが、地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

近藤（健） 委員：80番 調査日10月27日。この議案は、金属製品の製造販売業を営んでいるかたが、工場敷地が狭く製品搬出・搬入車両の出入りに支障を生じているため、敷地内の従業員及び来客用駐車場を申請地に移動し駐車場として利用したいという申請になります。申請地の地目は田となっておりますが、現状はガレージが建っておりますので始末書が添付されております。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

羽根田 委員（会長）：81番 調査日10月24日。この議案は、喫茶店を営んでいる法人が、想定を上回る来客があり駐車場が不足したため駐車場を増設したが許可を得ていなかったため、農地復元して是正するとともに申請地を従業員用駐車場として利用したいという申請となります。申請地に許可を得ることなく砂利を敷いているため、始末書が添付されています。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

片岡 委員：82番 調査日10月25日。この議案は、現在約41haの水稲耕作をしている方が、耕作地を維持管理するために耕作土が必要であり、申請地を耕作土置場として利用しているため是正したいという申請となります。許可前に耕作土置き場として使用されているため始末書が添付されています。現地での調査及び周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

杉浦 委員：83番 調査日10月25日。この議案は、一般貨物自動車運送業を営んでいる法人の駐車場が不足しているため、申請地を駐車場として利用したいというものです。申請地の状況は不耕作地です。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。申請地の状況は田。現地での調査及び周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。よって、総合意見として許可と考えます。

三浦 委員：84番 調査日10月26日。この議案は現在アパートに暮らしている申請者が、家財道具が増えて手狭になったため、申請地に分家住宅を建築したいとい

うものです。申請当事者の氏名については、議案書に記載の通りです。現在は畑となっております。貸借はなし。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 58 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(買受適格証明願 (5 条) について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

大竹 委員：1 番。調査日は令和 2 年 10 月 24 日です。本議案は、農地の競売が行われる土地について、農地の競売に入札する適格な買受資格者であるかを証明する「買受適格証明願」についての議案であります。競売予定の農地については、古物商として車や資材等を売買している譲受人が、事業拡大のため申請地を資材置場として利用したいという事由で競売入札に参加し、農地の転用、取得を希望するものです。転用の必要性、確実性は適。申請地の状況は田。農地の区分は第 3 種。市街化に著しい農地ということです。最寄りの集落からの距離は 50m 以内。周辺地域の農家への聞き取りにより転用による地域農業への影響はないことを確認しております。被害防除措置は適切です。用排水関係は適切です。その他問題となる点は特にありません。よって、総合意見として許可と考えます。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井 (功) 委員：競売が行われる場合とはどのようなことなのか。本来持ち主がいるはずですが、譲渡人が斜線となっているのはどのような理由であるのか。譲受人が農地を買うということですが、競売の場合ほなたでも農地を購入できるのでしょうか。農地の買受適格の要件とはなにか。以上、よろしく願いいたします。

事務局：買受適格証明とは、裁判所が農地を競売として売却を行う場合、その入札に参

加する際には農業委員会の買受適格証明書がないと入札に参加できないため、本申請である買受適格証明願を農業委員会へ提出します。譲渡人が斜線となっている点ですが、裁判所が差し押さえ等をして競売を行っておりますので、本申請地を処分する権利は裁判所にあるということになります。そのため、譲渡人は本申請に関係しておりませんので、斜線にさせていただきます。次に農地の買受適格の要件についてですが、申請をすれば誰でも買受適格の証明が出されるものではなく、許可の要件があると認められるものに対して発行するものです。審査基準は3条や5条の審査基準と同様のものとなります。

会長：ほかに御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第59号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

中野 委員：13番、14番。自作地と特定貸付の2種類で同一申請者からの申請のため併せてご説明いたします。調査年月日は令和2年10月18日。本議案は相続による相続税の納税猶予によるもので、現状の状況を確認しましたが記載内容と相違ありませんので、調査員総合意見として可とします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第60号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、議案書に沿って2件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

内藤 委員：9番。調査年月日は令和2年10月26日。申請人と申請事由発生者は別紙記載のとおりです。今回の申請は20数年前に申請者の夫が亡くなったことで申請者が申請地を相続しましたが、作業は義理の母と夫の弟が行っておりました。申請人は農業に関して、口出し等をしており、農業に携わっていたということで、申請者も75歳になり、慢性の心不全を患ったため、今後農業ができないということで生産緑地を解除したいというものです。調査員総合意見として可としたいと思います。

八田 委員：10番。調査年月日は令和2年10月24日。申請人と申請事由発生者は別紙記載のとおりです。申請事由は主たる従事者として耕作されていた申請者のお母様が亡くなったということで申請されたものです。特に問題等はありません。よって調査員総合意見として可とします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第61号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請ついて、議案書に沿って1件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の意見をお願いいたします。

三浦 委員：14番。調査年月日は10月26日。申出者の氏名については、議案書に記載の通りです。現地確認の結果、当該申請地は大型農業機械でも立ち入りできるような状態ではなく、人が入るのが困難であり農地に復元することは不可と考えます。地域農業への影響もありませんので、調査員総合意見として可と考えます。

会長：ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 62 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 63 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用配分計画案について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。次に議案第 64 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用計画の変更について、議案書に沿って説明を行った。)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続きまして、調査担当委員の調査結果報告をお願いします。

新實 委員：1番。調査年月日は令和2年10月26日。申請地付近の状況は集落地域。周辺の農地と一体利用への影響は無し。用排水の影響、今後の基盤整備、事業実施の予定、留意事項等も全て適。よって調査員総合意見として可とする報告を受けています。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

会長：賛成多数と認め、許可するものといたします。

次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、議案書に沿って説明を行った。)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	2件
農地の転用のための届出の受理について	4件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	23件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

(なし)

会長：御質問も無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 26 分終了—

上記議事録の正確を期するためここに署名する。

岡崎市農業委員会会長

岡崎市農業委員会委員（17 番）

岡崎市農業委員会委員（18 番）